

2022 年 9 月

デ ジ タ ル 大 臣
河 野 太 郎 様

一 般 社 団 法 人 全 国 銀 行 協 会
一 般 社 団 法 人 全 国 地 方 銀 行 協 会
一 般 社 団 法 人 信 託 協 会
一 般 社 団 法 人 第 二 地 方 銀 行 協 会
一 般 社 団 法 人 全 国 信 用 金 庫 協 会
一 般 社 団 法 人 全 国 信 用 組 合 中 央 協 会
一 般 社 団 法 人 全 国 労 働 金 庫 協 会
農 林 中 央 金 庫

税・公金の電子納付の推進等について（要望）

平素より金融界にご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、金融界は、かねて、税・公金の収納の効率化・電子化に向けた取組みを行っております。

税・公金の電子納付は、納付者にとっては、場所や時間を気にせず行うことができる利便性の高い手段であるほか、金融機関および行政機関にとっても、窓口における納付書・現金の授受や、バックオフィスにおける納付済通知書の仕分け・引渡しを不要とできる効率的な手段です。この点、国民の生産性向上にも資するものと考えております。

本件は、新型コロナウイルス感染症に伴う書面・押印・対面主義からの脱却にも資するものであり、依然として、感染症の終息が見通せないなか、引き続き、不断の取組みが必要であると認識しております。

以上を踏まえ、税・公金の電子納付のより一層の推進に向けて、下記のとおり要望いたしますので、ご高配賜りますようお願い申しあげます。

記

1. 税・公金の電子納付環境整備

(1) 公金の「地方税統一 QR コード」を用いた収納手段の実現

令和 4 年度税制改正により、2023 年 4 月から、地方公共団体が、特定徴収金として地方税共同機構に収納の事務を行わせる税目を全ての税目に拡大することとされた。金融機関としては、本措置により、地方税の電子化がより一層進むと期待し

ている。

他方、公金¹については、個別の地方公共団体による電子化の取組みは進んでいるものの、引き続き、金融機関窓口での現金納付が中心となっている。

については、地方公共団体が、地方税共同機構に収納の事務を行わせる対象を、すべての公金にも拡大し、地方税共通納税システム（eLTAX）による電子納付を可能としていただきたい。

本件は、2022年2月9日「規制改革推進会議 デジタル基盤ワーキング・グループ」において、日本経済団体連合会および電気事業連合会からも提起されており、その後、「規制改革実行計画」（2022年6月7日閣議決定）において、2022年度末までに結論を得ることを目指し、検討を行う体制を立ち上げ、結論を得た論点から速やかに措置することとされている²。貴庁におかれては、本件を省庁横断的に力強く進めていただきたい。

また、地方税については、2023年4月から、「地方税統一QRコード」を用いた収納³が可能とされる予定であり、既存資産の効用最大化の観点から、これを上記のeLTAXによる公金の電子納付を実現する際のチャネルのひとつに加えていただきたい。

このことは、金融界のみならず、地方公共団体にとっても、地方税における対応の延長として、受け入れやすいものであると考えられる。

なお、QRコードによる収納は、国民年金保険料等（申告税を除く国庫金）にも活用可能性があると考えており、本件を金融界から厚生労働省に対して要望している。別途、マイナポータルおよびe-Govを用いた国民年金保険料等の電子納付の実現に向けて、貴庁にもご協力いただきたい。

(2) 納付書の様式統一

上記「地方税統一QRコード」による収納が措置されたことにより、必ずしも納付書の様式が統一されていなくとも効率的な処理が可能となったが、金融機関としては、帳票の機械処理の迅速性・正確性の観点から、あらゆる税・公金の納付書の様式が統一されることを、引き続き希望している。

¹ 国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料および各種施設利用料等

² 以下、該当箇所抜粋。

デジタル庁と総務省は、共同で各種公金に係る法令を所管する関係省庁の参加を得て、地方公共団体の公金納付のデジタル化の在り方について検討を行う体制を立ち上げる。検討の場においては、各種公金に係る収納方法等の現況、法令を所管する各省庁におけるオンライン化の検討状況、マイナポータルを含む政府全体の行政手続オンライン化や公金取扱の動向、eLTAX経由の収納の対象税目の拡大の状況等を踏まえ、地方公共団体、公金を納付する事業者及びキャッシュレス事業者を含む民間事業者等の意見を聞きつつ、地方公共団体共通の仕組の構築の可能性を含めて所要の制度的・システムの措置について検討し、公金納付のデジタル化の在り方について結論を得る。関係省庁は、検討結果を踏まえ、速やかに必要な措置を講ずる。

³ 詳細は、全国銀行協会ウェブサイトを参照

(<https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/council/qrcode/>)

足許では、貴庁および総務省を中心として、自治体システム標準化の検討が進められているところ、その一環として、地方公共団体が収受する税・公金の各種納付書について、自庁印刷分を含む独自規格が見直され、様式統一が図られるよう後押しいただきたい⁴。

(3) 交通反則金のキャッシュレス納付の実現

2022年4月、貴庁提出の「情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律」が成立し、自動車検査登録手数料、旅券発給手数料、登記関連手数料、交通反則金等のキャッシュレス納付の実現への道が開けた。

上記に関係して、「規制改革実施計画」（2022年6月7日閣議決定）においては、「デジタル庁及び各府省は、国の行政の手續における手数料等のキャッシュレス納付（オンライン納付又は窓口で行われるキャッシュレス納付）が幅広く可能となるよう、上記法に基づく政省令の制定や運用指針の策定のほか、制度の周知・広報等、円滑な制度の導入に向けた措置を講ずる。」とされたほか、「デジタル庁は、（中略）各府省におけるキャッシュレス化が効率的・効果的に実施されるよう、既存の共通基盤の活用を含めたシステムの在り方や当該システム整備に係る予算措置の要否について検討する等の必要な措置を講ずる。」とされている。

特に、交通反則金については、現在、金融機関窓口における納付が基本となっており、現下の経営環境における店舗運営の効率化・統廃合の流れからも、本法令に大きな期待を寄せている。

貴庁におかれては、交通反則金のキャッシュレス納付の一刻も早い全国での実現に向けて、警察庁の取組みを力強く支援いただきたい。

(4) マイナポータル等を活用した税・公金の電子納付の実現

2017年3月17日に総務省・内閣官房から公表された「マイナンバーカード利活用推進ロードマップ」によれば、「マイナポータルの利便性向上」の一環として「公金決済サービス」が掲げられ、「地方税や社会保険料のペーパーレスオンライン納付の実現」を目指すこととされている。

これが実現すれば、例えば、地方税の納付については、各地方公共団体から納付者に対して送付されている納税通知書をマイナポータル上に電子情報として掲載することが可能となり⁵、各地方公共団体における印刷、封入、郵送に要する手間やコストが削減されるなどの事務効率化が期待できる。また、本措置は、脱炭素、書面主義からの脱却の観点からも有意義なものである。

⁴ なお、この統一様式は「マルチペイメントネットワーク（MPN）標準帳票ガイドライン」にもとづくものとするのが合理的と考えられる。

⁵ 引き続き、紙での郵送を希望する者のために、当面は選択制とすることも考えられる（制度開始時に当たり、電子化の案内を郵送し、希望者は別途返信の手続きをとる等）。また、見落としを防ぐ観点からは、通知メールを配信することが考えられる。

さらに、こうした電子的な納税通知書にもとづく支払いを eLTAX と連動させることができれば、地方税の徴収・収納事務全体が web 完結し、完全電子化の実現を図ることも可能と考えられる。

こうした取組みを進めると、納付者の納付手段の選択肢が増えるだけでなく、地方税等の収納に係る全ての関係者（地方公共団体、収納窓口となっている金融機関および取りまとめる指定金融機関等）の事務効率化が図られる。

貴庁におかれては、マイナポータル等を利用した税・公金の電子納付を実現いただくようお願いしたい。

(5) 電子申告義務化の範囲拡大と電子納付の義務化に向けた各省庁の取組支援

2020 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度（課税期間）から、大法人が行う国税および地方税の申告は、電子申告によることが義務付けられている。

足許では、義務化の対象とする法人の範囲拡大が検討されており、この点、「規制改革実施計画」（2021 年 6 月 18 日閣議決定）においては、「財務省及び総務省は、法人税・消費税／法人住民税・法人事業税の申告手続について、大法人の電子申告義務化の効果等について速やかに検証を行い、その結果を踏まえ、電子申告義務化の範囲拡大を含め電子申告の利用率 100%に向けた取組の検討を行う。」とされている。

電子申告の利用率 100%を図るためには、納付者の利便性を向上させることが肝要であり、納付者が国税と地方税について、同時（ワンスオンリー）かつ簡便に手続きできるようにすべきである。

以上を踏まえ、貴庁におかれては、e-Tax および eLTAX の UI・UX のさらなる改善を後押しいただくとともに、両システムの情報連携、ひいてはシステムの共通化・標準化に向けて、財務省（国税庁）と総務省の間に立って統括・管理等を行うようお願いしたい。

また、金融界としては、電子申告のみならず、その先の電子納付についても、最終的には利用率 100%を目指すべき将来像と考えている。

この点、金融界から国税庁および総務省に対して、公共機関の職員分の源泉徴収税の電子納付から率先して始めるといった取組みを含め、積極的に検討いただきたい旨要望しており、貴庁におかれても、これにご協力いただきたい。

(6) 証券による納付の廃止

現行法令上、国税および地方税の納付に当たっては、小切手等の証券による納付を行うことが出来ることとされている。

一方、地方税の納付に関して、2023 年 4 月から開始される「地方税統一 QR コード」による収納に関しては、キャッシュレス納付の推進の観点から、証券による納付の取扱いが不可と整理されたものと承知している。

この点、「地方税統一 QR コード」が付された地方税目のみが、証券による納付の

取扱いが不可となることは、金融機関窓口での誤った取扱いの誘発、ひいては、納税者にご迷惑をおかけすることに繋がる恐れがある。

上記環境を踏まえ、金融界から国税庁および総務省に対して、すべての国税および地方税の納付において、一律、証券による納付の取扱いを廃止し、さらなるキャッシュレス納付推進の動力としていただきたい旨を要望している。

本件は、政府、産業界、金融界が一体となって取り組んでいる、2026 年度末の手形・小切手の完全電子化の観点からも重要であり、貴庁におかれては、そうした証券によって納付を行うことを可能とする法令を横断的に見直していただき、ペーパーレス・DX 等の観点から、廃止に向けた対応の後押しをいただきたい。

2. 電子納付の利用勧奨

(1) 税・公金の電子納付に関する周知・広報

電子納付のさらなる推進のためには、上記 1. のような環境整備・利便性向上の取組みと、周知・広報の取組みを両輪で進めることが重要であると考えている。

金融機関としても、従前、各省庁が作成する周知・広報ツールを用いた取組み、あるいは、独自の取組みを積極的に実施している。

貴庁におかれても、全国民にデジタル化の恩恵を届けるという観点から、こうした取組みにご協力いただきたい。

(2) 電子納付へのインセンティブ付与

国民年金保険料等の納付においては、口座振替の前納あるいは早割を利用すると、保険料が割引となる措置が講じられている。このような電子納付に対するインセンティブの付与は、納付者の行動変容を促すうえで、極めて有効な施策であると考えている。

金融界は、税・公金の種目別に、関係省庁に対して、電子納付を行う者へのインセンティブ付与を要望しており、貴庁におかれては、こうした取組みにご協力いただきたい。

以 上